

学校感染症一覧

徳島県立阿波高等学校 環境・厚生課

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の措置をとることになっています。医師の診断により登校の許可が出るまでは十分に療養してください。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。なお、登校できるようになりましたら、学校で用意している様式「治癒報告書」を、担任に提出してください。

○第 1 種学校感染症・・・治癒するまで出席停止。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器感染症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、その他の指定感染症及び新感染症

○第 2 種学校感染症・・・次の期間出席停止。ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこのかぎりではない。

病名	主な症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	悪寒・頭痛・高熱（39～40℃）・全身倦怠（だるさ）・鼻汁・咳・咽頭痛	飛沫接触	平均 2 日 （1～4 日）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	コンコンという連続・発作性の咳	飛沫接触	7～10 日	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 （はしか）	発熱・咳・鼻水・眼球結膜の充血・特有な発しん・口内にコプリック斑	空気飛沫接触	8～12 日	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺の腫れ・痛み・発熱	飛沫接触	16～18 日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 （3 日はしか）	発熱・ピンク色の発しん・リンパ節の腫れ	飛沫接触	16～18 日	発しんが消失するまで
水痘 （水ぼうそう）	発しん・かゆみ・痛み・発熱	空気飛沫接触	14～16 日	すべての発しんか痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱・咽頭炎・喉の痛み・結膜炎	飛沫接触 結膜	2～14 日	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	咳・痰・微熱・倦怠感	空気（飛沫核）	2 年以内 （特に 6 か月以内）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱・頭痛・意識障がい・嘔吐	飛沫接触	2～10 日 （平均 4 日）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

○第 3 種学校感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ウイルス性・感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病等）

（注）その他の感染症は、各地域・学校における発生状況・流行の態様等を考慮し、出席停止かどうか決定されます。出席停止になるとは限りませんので、感染性胃腸炎等にかかった時は、その都度学校に申し出てください。

「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省 より

○新型コロナウイルス感染症・・・出席停止となる場合は次のとおりです。（R2.5.14 時点）

- ①生徒が感染した場合（治癒するまで）
- ②生徒が濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 14 日目まで）
- ③生徒の同居する家族が感染した場合（感染者と最後に接触した日から起算して 14 日目まで）
- ④生徒に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（風邪症状、息苦しさ等）が見られる場合